

佐賀市公告第 88 号

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、佐賀市の経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該経営管理権集積計画は、次の場所において縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 30 日

佐賀市長 秀 島 敏 行

1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

2 縦覧場所

佐賀市富士町大字古湯 2 6 8 5 番地

佐賀市農林水産部森林整備課

3 その他

本公告により、佐賀市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権が、それぞれ決定される。